

# 知事意見への反映状況

知事意見		審議会	市町村 ※注1	県民等 ※注2	県
1 全般的事項	(1) 環境保全措置等の定義の確認 以下のように「環境配慮事項」、「環境保全措置」、「事後調査」の定義が曖昧なので、定義を確認した上で修正すること。 ①モニタリングを環境保全措置としているものがあるが、環境影響を低減させるものではないため、事後調査である。 ②調整池の浸濺等、環境影響評価と関わりなく行われる対策等については、環境保全措置ではなく環境配慮事項である。				○
	(2) 回避・最小化・代償の順番による検討 各環境影響評価項目の環境保全措置について、回避・最小化・代償の記載がないもの・検討が足りないものがあるので、この順で漏れなくかつ十分に検討すること。	○	○		○
	(3) 環境保全措置の効果と不確実性の明示等 根拠の記載がないまま「影響が極めて小さい」等と評価しているものがあるので、「環境保全措置の効果」、「当該措置実施後も残る環境影響」、「予測及び環境保全措置の効果の不確実性」も含め、科学的（できる限り定量的）に評価書に記載すること。 また、不確実性の有無とその根拠を明確にし、不確実性がある場合は事後調査を行うこと。	○			○
	(4) 環境保全目標の再設定 環境保全目標は、環境基準や法令の基準ではなく、「事業前後の比較」や「事業の影響を受けている影響区・影響を受けていない対照区の比較」等に基づき設定することとし、評価書に反映すること。	○			○
	(5) 積極的な情報公開 説明会等で煙突高さや白煙などについて、住民から不安の声が上がっているため、調査・工事・供用時の各段階における定期的な説明会の開催等により情報を公開し、住民の不安を解消すること。		○		
	(6) 各種計画との整合性の確保 準備書と基本設計報告書（案）で処理能力等の整合が図られていないため、評価書では各種計画等との整合を図ること。		○	○	
	(7) 施設の配置・形状に係る十分な検討 施設の配置や形状について、基本設計策定時の検討内容及び結果を評価書に記載すること。		○		
	(8) 複数案による比較結果の説明 複数の処理方式における環境影響の比較には、先行事例の実績を踏まえると共に、その比較結果がどのように環境配慮事項や環境保全措置に反映されたのかが分かるように、評価書で説明すること。	○	○	○	○
	(9) 用地最小化の検討等 30年後の建替予定地については、人口減少等の社会情勢も踏まえて当該用地の利用計画を検討することとし、代償のための用地面積を決定する以前に、30年後の建替予定地の最小化を検討し、その検討結果を評価書に記載すること。	○		○	
	(10) 芝生公園の構造等の説明 30年後の建替予定地に整備する芝生公園について、構造や施設の配置、維持管理等が不明なので、詳細を評価書に記載すること。	○			
2 個別事項 (1) 大気汚染	1) 調査・予測項目の追加 造成工事により粉じんが発生するため、大気汚染の調査項目に加えること。				○
	2) 風向を考慮した排出ガスによる影響の追加検討 季節により卓越する風向が異なるため、季節ごとに排出ガスが住宅等に及ぼす影響について検討し、評価書に示すこと。			○	
	3) 最大着地濃度の予測方法の見直し 排出ガス最大着地濃度の予測結果について、煙突高さの違いの影響比較に用いることができているため、予測方法を改めること。 なお、それでも煙突が高い方が最大着地濃度が高くなる場合は、煙突から排出ガスが拡散される状況の断面図等を作成し、それらを評価書に記載すること。	○		○	
(2) 大気汚染、植物	1) 排出ガスの調査地点・対象の追加 工事や施設の稼働により発生する排出ガスによる人以外（動植物、稲・トウモロコシ等）への影響や直近民家での影響について検討し、その結果を評価書に記載すること。	○			○
(3) 大気汚染、日照障害、景観	1) 最適な煙突高さの説明 煙突高さについて、59mと100mの比較しか行われていないため、煙突高さ59mが最善と考えた理由を、59m未満とする場合も踏まえて比較・検討し、評価書に記載すること。			○	○

知事意見		審議会	市町村 ※注1	県民等 ※注2	県
(4) 水質汚濁	<b>1) 水質汚濁による水生生物への影響の検討</b> 水質汚濁について、降雨時の濁水排水時（出水時）における放流先河川の浮遊物質量（SS濃度）しか予測が行われておらず、またそのSS濃度が水質汚濁防止法の一貫排水基準を下回ることから影響が小さいと結論づけている。 しかし、水生生物への影響について検討が行われていないため、排水による水生生物への影響について予測すること。なお、予測に当たっては、水生生物も考慮した環境保全目標の設定を行うとともに、出水時だけでなく、平水時の予測を行うこと。	○			
	<b>2) より具体的な排水に係る説明</b> 施設内で生じる排水（プラント排水）の処理について、再利用または下水道への排除といった記載しかないため、発生源（可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設）や排水量、排水の水質を踏まえ、以下について具体的に評価書に記載すること。 ①排水処理方式と処理能力 ②処理施設の位置と洪水対策 ③事業地内における排水の流れ	○			
(5) 水質汚濁、水象	<b>1) より具体的な地下水調査条件の説明</b> 地下水調査時の採水条件（採水の深さ、不圧か被圧か、対象事業実施区域の上流・下流の同一帯水層で採水したかなど）について、評価書に記載すること。	○			
(6) 水象	<b>1) 周辺事業場等近隣の河川・地下水状況調査</b> 事業による河川水・地下水汚染の影響の有無が明らかにできるよう、対象事業実施区域周辺の事業場等による河川等への影響の有無を確認し、その結果を評価書に記載すること。	○			
	<b>2) 利水に及ぼす影響の予測</b> 笛吹川に流入している湧水の有無を調べるとともに、事業が地下水と湧水に及ぼす影響について予測すること。 また、施設周辺及び下流の利水（水道事業、地下水利用）に及ぼす影響についても予測し、その結果を評価書に記載すること。	○			
	<b>3) 施設に近い浅井戸における事後調査</b> 地下水をくみ上げる帯水層によっては、浅い帯水層に影響を与えるおそれがあるため、あらかじめ浅井戸を調査するとともに、浅井戸での事後調査も行うこと。	○			
	<b>4) 異なる井戸の深度に対応できる環境影響評価</b> 揚水する井戸の深さが評価書作成以降に決まる場合は、井戸の深度の決定後に当該井戸の深度を前提とした環境影響評価が行われていないといった事態が生じないように、浅井戸と深井戸の両方について環境影響評価を行った上で評価書を作成すること。	○			
(7) 水象、地盤沈下	<b>1) 地下水揚水量に係る追加説明</b> 地下水の揚水量は井戸の掘削後に決定され、環境影響評価中には確定しないため、以下の内容について評価書に記載すること。 ①影響が最小化できる揚水量の決定方法と影響が小さいことの判断基準 ②（予測に不確実性がある場合）事後調査計画				○
(8) 地盤沈下	<b>1) 地盤沈下の予測の見直し</b> 「水象（地下水位）」の予測結果と同じ記載となっているため、ボーリング調査等に基づき、地盤沈下の位置・範囲・沈下量を予測し、その結果を評価書に記載すること。				○
(9) 日照障害	<b>1) 日照障害に係る追加説明</b> 以下の事項について、評価書で説明すること。 ①周辺の現地調査結果（水田・畑等） ②調査日及び調査時刻の根拠 ③採用したてん補基準の添付及び採用の妥当性 ④代償措置としての農家への補償内容				○
(10) 植物	<b>1) 水田環境への影響の追加説明</b> 対象事業実施区域周辺の水田環境への影響について、調査・説明が不足しているため、以下の内容について、評価書に記載すること。 ①具体的な現地踏査方法 ②湛水状態・落水状態など水田の状態にあわせた調査結果 ③工事前後における水田用水の水質変化の予測結果 ④耕作状況の現状と将来予測	○			
	<b>2) 希少植物のより丁寧な同定</b> ミズマツバなど同定困難な植物について、同定根拠が不十分なので、専門家の意見を交えて再確認し、その結果を評価書に記載すること。 また、同定に当たり作成した押し葉標本等については、山梨県の環境情報として重要なので、寄贈等を検討することが望ましい。	○			
(11) 動物、生態系	<b>1) フクロウに係る再検討</b> 夜間の生態系上位種であるフクロウが採食地として水田を利用する可能性があることと、夜行性のため4季で各1日の短期間の調査では必要十分な情報が得られていない可能性があることを踏まえ、フクロウに係る環境影響評価を再検討し、その結果を評価書に記載すること。	○			
	<b>2) 生態系に係る再検討</b> 生態系上位種のおオタカについて、対象事業実施区域が高利用域に含まれず巣の周辺に広域な採食地が残存するから影響は小さいと結論づけているが、それだけでは影響が小さいことの根拠として不十分である。例えば冬には対象事業実施区域周辺を採食地として利用していると考えられるため、利用環境の一部が失われることを踏まえ、できる限り環境負荷が小さくなるように再度環境影響評価を行うこと。 なお、環境影響評価は、夏季・冬季の行動圏、水田・河川といった採餌情報等を踏まえて行い、その結果を評価書に記載すること。	○		○	

知事意見		審議会	市町村 ※注1	県民等 ※注2	県
(12) 植物・動物、生態系	<b>1) 創出環境に係る具体的な計画の策定</b> 失われる環境の代償として創出する環境(創出環境)の具体的な計画が示されておらず、移植・移設対象種が定着できるか判断できないため、以下の内容を含む具体的な計画を種ごとに検討し、その内容を評価書に記載すること。 ①移植・移設前の生育・生息環境に関する調査結果 ②生育・生息条件(日照・気象条件・土壌条件・周辺生態系の相互作用等) ③環境を創出する場所の選定根拠(事業実施区域外の検討内容を含む) ④創出環境の設計根拠(必要な形状・質・面積及び参考とした情報を含む) ⑤移植・移設前の環境と移植・移設後の創出環境の比較 ⑥移植・移設までに必要な準備期間及びその根拠 ⑦移植・移設の可否に係る確認方法 ⑧移植・移設の方法(移植・移設の順番・季節・時刻・移動方法等) なお、個体における移植・移設の回数は最小限とし、期間にかかわらず移植・移設ごとに計画の検討等を行うこと。	○			
	<b>2) 創出環境に係る定量的な評価の実施</b> 創出環境について、以下の内容を定量的に示したうえで、成功基準(環境保全目標)と環境保全措置の効果の確実性を評価書に記載すること。 ①消失面積と創出面積 ②種ごとの生息環境の変化 ③種数・個体群の変化	○			
	<b>3) 創出環境の事後調査の実施</b> 多種多様な種を創出環境に移植・移設し、それが定着するには長い年月が必要となるため、創出環境の事後調査を行うと共に維持管理計画についても評価書に記載すること。	○			
(13) 景観・風景	<b>1) 景観に係る追加の環境影響評価の実施</b> フォトモンタージュ等の検討が不十分なので、以下のとおり追加で環境影響評価を行い、その結果を評価書に記載すること。 ①東花輪駅、甲斐上野駅、(笛吹川を横断する)鉄道橋の眺望点への追加 ②国道140号からのシークエンス景観(視界に入る地点から視界から消える地点までの連続的な景観)の作成 ③夜景(月明かりや暗順応について一番厳しい条件時)、航空法等の規制や送電鉄塔・電線等の附属物を含めたフォトモンタージュの作成 ④将来計画にある「30年後の建替施設を併設した場合」のフォトモンタージュの作成 ⑤個々の評価を踏まえた施設の形状(面・塊の分割)、塗分け、配置等のデザインへ反映	○			
	<b>2) 景観に係る不確実性の説明と事後調査の実施</b> 環境影響評価の結果がどのように事業に反映されるか分からないため、環境保全措置の効果の不確実性の説明の一環として、環境影響評価の事業への反映方法・反映内容について、評価書に記載すること。 また、評価書作成段階で施設の形状等が決定されず、予測及び保全措置の効果に不確実性があるため、事後調査を行うこと。	○			
(14) 人と自然との触れ合いの活動の場	<b>1) 環境影響評価地点の追加</b> 道の駅とよみは対象事業実施区域周辺に位置し、利用者が多いことから、施設供用時における人と自然との触れ合いの活動の場の調査・予測地点に追加し、環境影響評価を行うこと。	○			
(15) 廃棄物・発生土	<b>1) 廃棄物に係る追加検討</b> 施設から発生する廃棄物(焼却残渣)について、処理方式が決まっていなくても関わらず、再資源化が行われることを理由に影響が極めて小さいとしており、根拠が不足している。焼却残渣の埋立見込量や予測の不確実性を踏まえ、環境保全措置の追加と事後調査の必要性について再検討し、評価書に記載すること。	○			
(16) その他(地域交通)、大気汚染	<b>1) 造成工事の運搬車両による影響の予測</b> 対象事業実施区域の盛り土(かさ上げ)に要する搬入土の量を明確にすると共に、運搬車両からの排気ガスによる大気汚染や、運搬車両の増加による地域交通への影響について検討し、その結果を評価書に記載すること。	○			
(17) その他(地域交通)	<b>1) 地域交通に係るより丁寧な環境影響評価の実施</b> 工事中及び供用時における交通渋滞の発生について、施設への車両の出入りを踏まえた環境影響評価を行い、その結果を評価書に記載すること。 また、環境保全措置の検討においては、車両の出入り方法、搬入時間・経路の分散、出入口の増設、道路拡張の要請、信号の制御方法の変更協議等、あらゆる方策について検討すること。	○	○	○	

※注1：山梨県環境影響評価条例第23条第2項の規定による市町村長の意見

※注2：条例第20条の規定による準備書についての見解書に記載された意見及び事業者の見解、条例第22条第1項の公聴会で述べられた意見